(平成5年4月1日)

沿革

平成13年12月25日

平成21年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

平成30年5月31日

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)について、地方税法 (昭和25年法律第226号)第17条の規定によっては還付することができない過誤納金があるとき は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2(寄附又は補助)の規定に基づき、当該過 誤納金に相当する返還金を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平の確保と 行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 返還金 重大かつ明白な課税誤りに起因して生じた次に掲げる額の合計額をいう。
 - ア 納付した税額に係る還付不能金(以下「税相当還付不能金」という。)の額
 - イ 納付した延滞金額に係る還付不能金(以下「延滞金相当還付不能金」という。)の額
 - ウ 税相当還付不能金及び延滞金相当還付不能金の合計額に係る利息相当額
 - (2) 徴収超過金額 固定資産税等の額に誤りがあった年度(以下「対象年度」という。) において課された固定資産税等の額が当該対象年度において課税誤りがなかったとした場合に計算される固定資産税等相当額を上回る場合の当該上回る額(当該年度において課された固定資産税等の額に未収の金額がある場合は、当該未収金額を控除した額)をいう。
 - (3) 徴収不足金額 対象年度において課された固定資産税等の額が当該対象年度において課税誤りがなかったとした場合に計算される固定資産税等相当額を下回る場合の当該下回る額をいう。
 - (4) 分割金額 対象年度の還付不能金の額を当該年度の固定資産税等に係る納期の数で除した額をい うものとし、この場合において、当該金額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満で あるときは、その端数金額又はその全額を最初の納期に係る分割金額とする。

(返還対象者)

- 第3条 市長は還付不能金が生じたときは、納税義務者に返還金を支払うものとする。
- 2 課税誤りに係る固定資産が共有物であるときは、共有者である納税義務者のうち、当該固定資産税等 に係る納税通知書の名宛人である納税義務者に対して返還金を支払う。
- 3 納税義務者に相続があった場合は、市長は、その相続人に対して返還金を支払うものとする。
- 4 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、代表相続人に対して返還金を支払うものとする。この場合において、当該相続人は、相続人代表者指定届を市長へ提出するものとする。

(税相当還付不能金の額及びこれに係る利息相当額)

- 第4条 対象年度の税相当還付不能金の額は、当該対象年度の徴収超過金額(他の対象年度において徴収 不足金額があるときは、法定納期限がより早い対象年度の徴収超過金額から当該徴収不足金額を順次 控除した額)とする。
- 2 前項の額に係る利息相当額は、分割金額の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該分割金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、当該納付があった日を確定することができないときは、当該納期の末日に納付があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、分割金額に係る利息相当額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、対象年度の分割金額ごとの利 息相当額を合計した額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、そ の端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金相当還付不能金の額及びこれに係る利息相当額)

- 第5条 対象年度の延滞金相当還付不能金の額は、対象年度の徴収超過金額を納付するにあたって納付した当該徴収超過金額に係る延滞金の額とする。この場合において、延滞金相当還付不能金の額に1 円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り 捨てるものとする。
- 2 前項の額に係る利息相当額は、当該延滞金又は延滞金相当額が対象年度の第 1 期の納期の末日に納付があったものとみなし、当該日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該分割金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の対象年度の延滞金相当還付不能金の額に係る利息相当額の端数の取扱いに準用する。この場合において、同項中「分割金額」とあるのは、「当該延滞金又は延滞金相当額」と読み替えるものとする。

(還付不能金の額の算定を行う期限)

第6条 還付不能金の額の算定は、対象年度の固定資産税等の法定納期限(第1期の納期の末日)の翌日 から起算して20年を経過した日以後においては行わない。

(返還金の額の減額)

第7条 市長は、納税者に不利益が生じたことについて当該納税者に一定の過失があると認めるときは、 その過失の程度に応じて減額した額を徴収超過金額とし、第3条から前条までの規定により算出した 額を返還金の額として支払うものとする。

(返還金の確定及び支出の決定並びにその旨の通知)

- 第8条 市長は、第3条から前条までの規定により返還対象者及び返還金の額を確定し、返還金の支出を 決定するものとする。
- 2 前項の規定により支出を決定したときは、市長は当該返還対象者に対して返還金支払決定通知書(第 1号様式)により通知しなければならない。

(返還金の請求)

第9条 前条第2項による通知を受け、返還金の支払を受けようとする返還対象者は、返還金支払請求書 兼口座振込依頼書(第2号様式)により市長に請求しなければならない。 (返還金の支払)

第10条 市長は、前条の返還金支払請求書兼口座振込依頼書を受理したときは、口座振込の方法により、速やかに当該返還対象者に返還金を支払うものとする。

(返環金の返環)

第11条 虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者は、直ちに、当該返還金を返還しなければならない。

(納付又は納入の指導)

- 第12条 返還対象者に納付又は納入すべき市税(対象年度外のものに限る。)に係る徴収金(以下「未納徴収金」という。)があるときは、その者に対して当該返還金を未納徴収金の納付に充てるよう納付又は納入の指導をしなければならない。
- 2 未納徴収金がある返還対象者が当該返還金を未納徴収金の納付に充てようとするときは、市長に返還金充当依頼書(第3号様式)を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の依頼書を受理したときは、第10条の規定にかかわらず、当該返還対象者に支払うべき返還金のうち未納徴収金相当額を当該未納徴収金の納付に充てるものとする。

(施行細則の委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

付 則(平成15年1月30日)

この要綱は、平成15年2月1日から実施する。

付 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則(平成30年4月1日)

(実施)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は実施日以後に支出を決定した返還金について適用する。

(支出の決定の特例)

3 第8条第1項の規定に基づき返還対象者及び返還金の額を確定し、支出を決定した返還金に係る 第9条の返還金支払請求書兼口座振込依頼書が当該支出を決定した年度(以下「当初支出決定年度」 という。)の出納整理期間末日後に提出された場合は、当該請求があった年度(以下「請求年度」と いう。)において改めて支出を決定するものとする。この場合における同条同項の規定の適用につい ては、「第3条から前条までの規定により返還対象者及び返還金の額を確定し」とあるのは「当初支 出決定年度において確定した返還対象者及び返還金の額をもって請求年度における返還対象者及び 返還金の額を確定し」と読み替えるものとし、同条第2項の規定は適用しないものとする。 付 則(平成30年5月31日)

この要綱は、平成30年5月31日から実施する。

付 則(令和2年4月1日)

(実施)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項及び第5条第2項の規定は、改正後の要綱の実施日以後に納付がされた返還金について適用し、同日前に納付がされた返還金については、なお従前の例(年5パーセントの割合)による。

 西税管発第
 号

 令和
 年
 月
 日

 (
 年)

返還金支払決定通知書

様

西宮市長

固定資産税及び都市計画税の課税誤りに係る納付金のうち、地方税法の規定により還付することができない税相当額 に係る返還金(利息相当分を含む)について、下記のとおり支払を決定しましたので通知いたします。

記

課税	番号	納税義務者名					
区分		所在地	課税誤りの内容				

返還金額

年 度	返還額	返還額の内訳					
平 及	区 堡 假	本税相当額	本税利息相当額	延滞金相当額	延滞金利息相当額		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
合計	円	円	円	円	円		

返還金支払請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

西宮市長様

住	所			
氏	名			印
電	話()	_	

令和 年 月 日付(西税管発第 号)で支払決定のあった固定資産税及び都市計画税に係る 返還金(利息相当分を含む)について、下記のとおり請求します。

記

1. 返還金額

2. 振込先

固定資産税及び都市計画税に係る返還金について、下記の金融機関の口座へ振込を依頼します。この振込をもって支払効力を生ずることに同意します。

	ゆ う		通	帳	記	号			通	i 帳 番	子 号	(右	詰め)	
指	ちょ	7					の								-
定	銀	1				0									1
預	行 ※	· ぬる i	L 14	 見行かそ	D 4th σ) 全融は	茶間ツィ	じたこ	かーキ	ጠይነ	<u> </u> *記 ス 。	しだち	L)		
$\overline{}$	<i>^</i> •	ヘック・						_ 99	N- /J						
貯	そ		4	金 融	機	関	名			支	-	店	:	名	
<u> </u>	(J)						銀行	・農協						支	店
金	他の						信用	金庫							
	金						信 用	組合						出	張所
□ 層	融機関	預在	金別	1.普	通 2	. 当座	番								
П	フ	. I	ガ	ナ											
座名義人	氏	名(名称	;)											

- 注1 氏名・口座名義人は返還対象者に限られます。共有者のあるときは、納税通知書の名宛人を 記載してください。相続があった場合、氏名欄は「○○ ○○ 代表相続人 △△ △△」 のように記載してください。
- 注2 口座名義人と返還対象者が法人の場合は、氏名欄に社名および代表者氏名を必ず併記し、社 印と代表者印の両方を押印してください。
- 注3 預金種別欄は該当する方に○を記載してください。
- 注4 口座振込による受領は手数料がかかりません。

返還金充当依賴書

				令和	左	F	月	F
西宮市長様								
	住	所						
	氏	名						印
	電	話	()		_	
令和 年 月 日付(西税管発第 号)で 系る返還金(利息相当分を含む)について、下記のとお す。	支払 <i>決</i> り未約	や定の 内とプ	のあっ	った固定 こいる市	資産税 税への	及び都 充当を	市計画和 希望しる	説に ま
記								
1. 返還金額								
	円							
2. 未納金への充当内訳								
令和年度税 課税番号			_	第 ‡	期 _			円
				合詞	計 			円
3. 充当後の返還金額								
	円							